










ご加入に際して

共済掛金	かがやき福利厚生タイプ・かがやき医療充実タイプともに月々2,000円												
加入資格	被共済者(保障の対象者)は、加入日現在、健康でかつ正常に就業されている方、または日常生活を営んでいる方に限ります。 ※かがやき医療充実タイプにご加入の際は、申込書記載の告知事項におたえください。												
加入制限	各制度ごとに、被共済者おひとりあたり1口とします。												
新規加入年齢	かがやき福利厚生タイプ：加入日現在で、満3歳から満79歳まで かがやき医療充実タイプ：加入日現在で、満3歳から満74歳まで												
満了年齢	かがやき福利厚生タイプ・かがやき医療充実タイプともに満80歳 ※共済契約満了日は、誕生日の属する月の末日となります。												
被共済者の範囲	<table border="1"> <tr> <th>ご契約者</th> <th>被共済者</th> <th>ご契約者</th> <th>被共済者</th> <th>ご契約者</th> <th>被共済者</th> </tr> <tr> <td>法人 事業所 </td> <td>代表者/役員/ 従業員 (パート・アルバイト)</td> <td>個人 事業主 </td> <td>事業主(本人)/ 従業員(パート・アルバイト)/配偶者/ 親族(6親等以内の血族、3親等以内の姻族)</td> <td>個人 </td> <td>本人/配偶者/親族 (6親等以内の血族、3親等以内の姻族)</td> </tr> </table>	ご契約者	被共済者	ご契約者	被共済者	ご契約者	被共済者	法人 事業所 	代表者/役員/ 従業員 (パート・アルバイト)	個人 事業主 	事業主(本人)/ 従業員(パート・アルバイト)/配偶者/ 親族(6親等以内の血族、3親等以内の姻族)	個人 	本人/配偶者/親族 (6親等以内の血族、3親等以内の姻族)
ご契約者	被共済者	ご契約者	被共済者	ご契約者	被共済者								
法人 事業所 	代表者/役員/ 従業員 (パート・アルバイト)	個人 事業主 	事業主(本人)/ 従業員(パート・アルバイト)/配偶者/ 親族(6親等以内の血族、3親等以内の姻族)	個人 	本人/配偶者/親族 (6親等以内の血族、3親等以内の姻族)								
共済金のお支払い	共済金受取人はご契約者となります。他の保険・共済による給付や労災認定の有無に関わらずお支払いします。												
共済掛金の払込	ご契約者の指定口座から、加入日の属する月の翌月27日より毎月自動引き落としとなります。												
共済責任開始日	共済責任開始日は加入日の属する月の翌月1日午前零時からとなります。 共済責任開始日より前の事故については共済金のお支払いはできません。												
共済期間および契約の更新	共済期間は1年間です。ただし、共済期間満了の日から2週間前までに特にお申し出のない限り、共済契約は自動継続となります。												
組合員資格および出資金	広島県内で事業を実施されている方は当組合の組合員資格があります。組合員資格のある方で、当組合を初めてご利用になる方は、出資金(1口100円)をお預りします。(ご加入にあたっては、10口1,000円以上の出資をお願いしています。)組合員資格のない方は、一定の範囲内で員外利用していただくことができます。(出資金は不要です。)												

※次に掲げる作業に従事している間に被った交通事故および傷害事故については、共済金は半額となります。

- 製材、チップ製造作業中の事故
- 地上から10m以上の高所作業中における地面等への墜落、転落事故
- 道路工事および道路誘導作業中の交通事故
- 営業用貨物車(4トン超)を運転もしくは搭乗中の交通事故および荷役作業中の事故
- 坑内、トンネル内および地下工事等の作業中の事故
- タクシー、ハイヤー運転手の運行中の事故
- 船舶乗組員の船上における事故
- 港湾運送事業従事者(倉庫作業員、検数員は除きます。)の荷受け積み込み作業中の事故

※次に掲げる作業に従事している間に被った交通事故および傷害事故については、共済金のお支払いはできません。

- 潜水、潜函およびサルベージ等の作業中の事故
- 伐採・造材作業中の事故
- 発破および火薬・爆薬類の製造、花火の製造中の事故
- 採石作業中の事故
- 競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者がその業務に従事している間の事故
- テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業の方がその業務に従事している間の事故
- 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業の方がその業務に従事している間の事故

商工会の共済制度「かがやき」についてのご相談は、お気軽に最寄りの商工会または広島県共済までお問い合わせください

最寄りの商工会へお電話またはご来訪ください

広島県共済へのお問い合わせはこちらまで

広島県共済組合員相談室

0120-708030

(平日 9:00~17:00)



商工会の共済制度「かがやき」に加入すると、さらにこんなサービスがあります！

スマートフォンアプリ「エルフル」

レジャー施設や宿泊・飲食店などで優待サービスが受けられたり、季節ごとにおすすめの「回遊プラン」のご紹介などお得で楽しいアプリです。

アプリストアから「エルフル」と検索！

App Store からダウンロード
Google Play でお手に入れよう

健康もしもし24

電話1本で健康相談ができます。不安に思うことや質問など、医療アドバイザーにご相談ください。(24時間 年中無休)

「情報誌Anshin」

地域に密着した情報をご紹介します。情報誌「Anshin」を年4回お届けします。

広島県共済組合員相談室

- 共済金のご請求
- ご契約者名・住所等の変更
- 被共済者等の変更
- 各種サービスについて

お気軽にこちらまでお問い合わせください。

フリーダイヤル
0120-708030

キラッと輝く

商工会の共済制度

かがやき

福利厚生タイプ

医療充実タイプ

私がしっかり支えます

安心の
24時間保障

共済掛金
月々 **2,000**円

入院も通院も
1日目から保障

共済金は
契約者にお支払い



■ お申し込み・お問い合わせは
県内34商工会・広島県商工会連合会

■ 共済引受組合



つながる力で、安心と成長を
広島県共済

(広島県認可)
広島県中小企業共済協同組合
〒730-0048 広島市中区竹屋町4-17
https://www.kyosai.or.jp

広島県共済組合員相談室 ☎ 0120-708030

事業所のカタチにあわせて誕生した2つの

かがやき

共済掛金
月々2,000円



年齢に関係なく共済掛金
月々**2,000円!**

入院も通院も
1日目から保障!

満**80**歳まで
保障が続く!

安心の
24時間保障!

共済金は
契約者にお支払い!

共済掛金は
全額損金算入
できる!*

※契約者が法人の場合、個人事業主は従業員がご加入の場合、必要経費として処理が可能。



個人の方はもちろん事業所の福利厚生としてご活用いただけます!

健康告知
不要

福利厚生 タイプ

新規のご加入 満3歳から満79歳までの健康な方

Point 充実のケガ保障だから、従業員の福利厚生に最適!
さらに、病気入院時のお見舞金もプラス!

保障内容		満3歳から満80歳まで (満80歳の誕生日が属する月の末日まで)
死亡	交通事故	500万円
	傷害	
後遺障害	交通事故	250万円 ~ 10万円
	傷害	
入院	交通事故	1日 7,000円 (1日~100日)
	傷害	
通院	交通事故	1日 3,500円 (1日~50日)
	傷害	
見舞金	交通事故	さらに+ 入院して手術を受けたら 一律 3万円
	傷害	
	疾病 ^{※1} _{※2}	

※1 初年度共済契約の共済責任開始日から90日以内の入院については共済金のお支払いはできません。
※2 1共済期間内(1年間)に1回が限度となります。

医療充実 タイプ

新規のご加入 満3歳から満74歳までの健康な方

Point ケガの保障はもちろん、三大疾病や生活習慣病などの病気の入院・通院もしっかり保障!

保障内容		満3歳から満69歳まで	満70歳から満80歳まで (満80歳の誕生日が属する月の末日まで)
死亡	交通事故	300万円	200万円
	傷害		
入院	疾病 (高度障害を含む)	100万円	30万円
	交通事故		
通院	傷害	1日 6,000円 (1日~50日)	1日 3,000円 (1日~50日)
	疾病		
	交通事故 ^{※1}		
通院	傷害 ^{※1}	1日 3,000円 (1日~50日)	1日 3,000円 (1日~50日)
	疾病 ^{※2}		
	交通事故 ^{※1}		
通院	傷害 ^{※1}	1日 3,000円 (1日~30日)	1日 3,000円 (1日~30日)
	疾病 ^{※2}		
	交通事故 ^{※1}		

※1 事故の日から90日以内を給付期間として、通院日数50日分が支払限度となります。
※2 5日以上入院し、退院後に通院した場合で、退院日の翌日から180日以内を給付期間として、通院日数30日分が支払限度となります。ただし、疾病入院と因果関係のない疾病による通院の場合は、共済金のお支払いはできません。